

第446回南国市議会定例会会議録

第7日 令和8年3月16日 月曜日

出席議員

1番 齊藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
5番 溝淵正晃	6番 山本康博
7番 齊藤喜美子	8番 杉本理
9番 丁野美香	10番 西山明彦
11番 神崎隆代	12番 植田豊
13番 西本良平	14番 山中良成
15番 岩松永治	16番 土居恒夫
17番 有沢芳郎	18番 前田学浩
19番 岡崎純男	20番 浜田雅士
21番 今西忠良	

\*

欠席議員

なし

\*

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 渡部靖
副市長 岡崎拓児	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 松木和哉
参事兼財政課長 溝淵浩芳	企画課長 田所卓也
情報政策課長 徳平拓一郎	危機管理課長 野村学
税務課長 北村長武	市民課長 山田恭輔
子育て支援課長 高野正和	長寿支援課長 中村俊一
保健福祉センター所長兼 こども家庭センター所長 藤宗歩	環境課長 横山聖二
農林水産課長 川村佳史	農地整備課長 高橋元和
商工観光課長 山崎伸二	建設課長 山崎浩司
地籍調査課長 吉本晶先	都市整備課長 篠原正一

住宅課長	松岡千左	上下水道局長	橋詰徳幸
会計管理者兼 会計課長	竹村亜希子	福祉事務所長	天羽庸泰
教育長	竹内信人	学校教育課長	池本滋郎
生涯学習課長	前田康喜	監査委員 監事事務局長	中村比早子
農業委員会 事務局長	弘田明平	消防長	三谷洋亮

\*

議会議務局職員出席者

事務局長	野口裕介	次長	門脇智哉
書記	三谷容子		

\*

議事日程

令和8年3月16日 月曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和7年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 令和7年度南国市土地取得事業特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 令和7年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 令和7年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 令和7年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 令和7年度南国市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 第7 議案第7号 令和8年度南国市一般会計予算
- 第8 議案第8号 令和8年度南国市土地取得事業特別会計予算
- 第9 議案第9号 令和8年度南国市国民健康保険特別会計予算
- 第10 議案第10号 令和8年度南国市介護保険特別会計予算
- 第11 議案第11号 令和8年度南国市企業団地造成事業特別会計予算
- 第12 議案第12号 令和8年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算
- 第13 議案第13号 令和8年度南国市水道事業会計予算
- 第14 議案第14号 令和8年度南国市下水道事業会計予算
- 第15 議案第15号 南国市税条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第16号 南国市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第17号 南国市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 第18 議案第18号 南国市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
第19 議案第19号 南国市介護保険条例の一部を改正する条例  
第20 議案第20号 南国市火災予防条例の一部を改正する条例  
第21 議案第21号 南国市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例  
第22 議案第22号 南国市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
第23 議案第23号 南国市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例  
第24 議案第24号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例  
第25 議案第25号 上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第3次変更）について  
第26 議案第26号 南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
第27 承認要求書  
第28 議員派遣の件

＊

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第28まで

議発第1号

＊

午前10時1分 開議

議長（西本良平） これより本日の会議を開きます。

＊

議案第1号から議案第26号まで

議長（西本良平） この際、議案第1号から議案第26号まで、以上26件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長松下直樹議員。

＊

令和8年3月12日

南国市議会議長 西本良平様

総務常任委員長

## 総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

## 記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第 1 号	令和7年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第2条繰越明許費の補正 第3条地方債の補正	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 2 号	令和7年度南国市土地取得事業特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 7 号	令和8年度南国市一般会計予算 第1条歳入歳出予算 歳入の部 歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第12款公債費 第13款予備費 第2条債務負担行為 第3条地方債 第4条一時借入金 第5条歳出予算の流用	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 8 号	令和8年度南国市土地取得事業特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第15号	南国市税条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第20号	南国市火災予防条例の一部を改正する条例	原案を可決	適当と認める

		すべきもの	
第21号	南国市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第22号	南国市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第23号	南国市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第24号	南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第25号	上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第3次変更）について	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第26号	南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案を修正 すべきもの	別紙修正案のとおり

\*

〔2番 松下直樹議員登壇〕

2番（松下直樹） 総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第2号、議案第7号、議案第8号、議案第15号、議案第20号から議案第26号までの12件であります。去る12日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告申し上げます。

まず、議案第1号令和7年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正中、歳入の部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第2条繰越明許費の補正、第3条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は、2億1,507万6,000円の減額計上であります。その所要一般財源は2,130万4,000円の増額であり、市民税1億2,000万円、利子割交付金836万8,000円、配当割交付金1,279万7,000円、株式等譲渡所得割交付金2,775万円、地方消費税交付金295万2,000円、環境性能割交付金147万1,000円及び普通交付税3億1,808万6,000円を増額計上し、市たばこ税1,392万6,000円、鉦産税15万4,000円、法人事業税交付金1,767万1,000円、ゴルフ場利用税交

付金 1 万 5,000 円及び財政調整基金繰入金 4 億 8,096 万 2,000 円を減額計上するものです。

歳出につきましては、主なもののうち、総務費関係で、減債基金積立金 4,228 万 1,000 円及び国土調査事業費 1 億 6,467 万 5,000 円を増額計上し、電子自治体推進事業費 1 億 2,592 万 5,000 円を減額計上するものです。

繰越明許費につきましては、総務費関係で 1 事業 1 億 6,467 万 5,000 円、民生費関係で 3 事業 6,195 万 6,000 円、農林水産業費関係で 4 事業 1 億 8,439 万 5,000 円、土木費関係で 5 事業 1 億 1,680 万 7,000 円及び消防費関係で 1 事業 1 億 1,113 万 2,000 円を追加し、農林水産業費関係で 1 事業、土木費関係で 2 事業、消防費関係で 1 事業及び教育費関係で 1 事業を変更しております。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 2 号令和 7 年度南国市土地取得事業特別会計補正予算につきましては、歳入で財産収入 14 万 7,000 円を増額計上し、歳出で土地取得事業費 14 万 7,000 円を増額計上するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 7 号令和 8 年度南国市一般会計予算で当委員会に付託されました第 1 条歳入歳出予算中、歳入の部、歳出第 1 款議会費、第 2 款総務費、第 9 款消防費、第 12 款公債費、第 13 款予備費、第 2 条債務負担行為、第 3 条地方債、第 4 条一時借入金、第 5 条歳出予算の流用についてであります。

予算の総額は 255 億 5,000 万円で、前年度当初予算と比べ 1.1% の減額予算となっており、一般財源総額は 145 億 6,445 万 8,000 円で、前年度に比べ 4.0% の増となっております。

主な歳出として、総務費関係では、電算システム維持管理等に係る電子自治体推進事業費 3 億 7,520 万 6,000 円、ふるさと応援基金積立金 2 億円、ふるさと寄附金事業費 2 億円、移住促進事業費 4,606 億 5,000 円、コミュニティバス等運行事業費 5,659 万 5,000 円、戸籍住民基本台帳費 1 億 2,103 万円及び県議会議員選挙費 1,743 万 4,000 円を計上し、消防費関係では、常備消防費 5,692 万 4,000 円、非常備消防費 6,731 万 1,000 円、消防施設費 4,249 万 2,000 円、防災費 8,130 万 9,000 円及び住宅耐震対策促進事業費 1 億 5,225 万 9,000 円を計上しております。

また、公債費は、24 億 1,035 万 6,000 円を計上し、債務負担行為は、高知県魚さい処理公社施設整備費負担金 705 万 5,000 円、農業企業等施設整備推進事業費補助金 1,000 万円及び事前復興まちづくり計画（地区別）策定業務委託 1,494 万 4,000 円を計上しております。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 8 号令和 8 年度南国市土地取得事業特別会計予算につきましては、予算総額が歳入歳出それぞれ 3,537 万 9,000 円で、対前年度 4 万 6,000 円の増額予算となっており、歳入で

は、財産収入10万円及び繰越金3,527万9,000円を計上し、歳出では、土地取得事業費537万9,000円及び予備費3,000万円を計上するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号南国市税条例の一部を改正する条例につきましては、商品であって使用しない軽自動車等について、種別割の課税を免除する規定を追加することから、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号南国市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、サウナ設備に関する基準について、簡易サウナ設備と一般サウナ設備に区分して規定することから、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号南国市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例につきましては、ふるさと寄附金を財源として実施する事業に、地域の生活環境の改善、地球温暖化対策等の環境行政に関する事業を追加することから、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号南国市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、国家公務員の通勤手当及び宿日直手当の改定に準じ、駐車場利用に係る通勤手当の新設及び宿日直手当の増額を行うことから、本条例等の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号南国市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、宿泊に係る基準額の変更、宿泊手当の新設、日当の廃止、新幹線等の利用に係る距離制限の廃止等、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例につきましては、南国市一般職の職員の旅費に関する条例の改正に伴い、特別職の職員で非常勤の者等の費用弁償に係る規定の見直しを行うことから、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第3次変更）についてにつきましては、辺地対策事業債を利用した上倉・瓶岩北辺地に係る公共的施設の整備を行うため、令和5年度から令和9年度までの5年間の上倉・瓶岩北辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関

する財政上の計画（総合整備計画）が策定され、事業が進められておりますが、既存計画事業の事業費の見直しを行うとともに、新たに観光レクリエーション施設に係る整備事業費を計上するため、同計画を変更することについて議会の議決を求めるものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第26号南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、令和8年度から児童手当の拡充、こども誰でも通園制度等の子育て支援施策の拡充を図るため、全ての世代から支援金を拠出していただく「子ども・子育て支援金制度」が実施されることに伴い、国民健康保険税に子ども・子育て支援金を上乗せして課税する規定を追加することから、本条例の一部を改正するものであります。

審査の中で、西山明彦委員より本案に対し、子ども・子育て支援金の上乗せ分の増額を抑えるものとして、国保税の基礎課税額について、「8.3%から8.0%」に、「均等割を26,300円から24,400円」とする修正案が提出されました。修正案につきましては、お手元に配布させていただいております。

修正案の審査においては、これまでの議案勉強会及び説明会において、子ども・子育て支援金の上乗せ分の増額をする原案がB案、増額をしないC案がありましたが、修正案がC案であることを確認する質疑がなされました。

審査の結果、別紙修正案のとおり、修正すべきものと決し、修正部分を除く部分については、原案のとおり認めることと決しました。

なお、国保運営協議会の答申を経て提案された原案を尊重すべきとの反対意見があったことを申し添えます。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（西本良平） 産業建設常任委員長山本康博議員。

\*

令和8年3月12日

南国市議会議長 西本良平様

産業建設常任委員長  
山本康博

### 産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

#### 記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 1 号	令和 7 年度南国市一般会計補正予算 第 1 条歳入歳出予算の補正 歳出第 6 款農林水産業費 第 7 款商工費 第 8 款 土木費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 6 号	令和 7 年度南国市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 7 号	令和 8 年度南国市一般会計予算 第 1 条歳入歳出予算 歳出第 5 款労働費 第 6 款農林水産業費 第 7 款 商工費 第 8 款土木費 第11款災害復旧費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 1 号	令和 8 年度南国市企業団地造成事業特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 3 号	令和 8 年度南国市水道事業会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 4 号	令和 8 年度南国市下水道事業会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

\*

〔 6 番 山本康博議員登壇 〕

6 番（山本康博） 産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして本委員会に付託されました案件は、議案第 1 号、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 11 号、議案第 13 号、議案第 14 号の以上 6 件であります。去る 3 月 12 日に委員会

を開催し、副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和7年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費につきまして、歳出の主なものとして、農林水産業費関係では、農地一般管理費6,704万1,000円を増額計上し、農業振興育成補助金等事業費7,483万3,000円を減額計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号令和7年度南国市下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入及び支出におきまして、下水道事業収益を141万6,000円増額し、下水道事業費用を458万7,000円減額するものです。下水道事業収益につきましては、下水道使用料を減額し、一般会計負担金及び長期前受金戻入を増額し、下水道事業費用につきましては、流域下水道維持管理費を減額し、総係費、減価償却費、資産減耗費並びに消費税及び地方消費税を増額するものです。また、資本的収入におきまして、他会計補助金並びに受益者負担金及び分担金の減額による241万2,000円を減額するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号令和8年度南国市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第11款災害復旧費につきまして、歳出の主なものとして、労働費関係では、高知勤労者福祉サービスセンター及び労働金庫預託金1,800万円を計上し、農林水産業費関係では、農業振興育成補助金等事業費2億1,422万2,000円、中山間振興費3,110万3,000円、市単独土地改良事業費8,550万円、市単独農道水路維持管理費7,750万円、多面的機能支払交付金事業費6,762万8,000円及び林業振興育成補助金等事業費1,765万7,000円を計上し、商工費関係では、商工振興企業誘致費5,449万1,000円、ものづくりサポートセンター関連事業費3,876万1,000円、地域振興券発行事業費3億9,780万円及び観光費4,029万1,000円を計上し、土木費関係では、道路維持費1億4,840万6,000円、市単独道路新設改良事業費8,540万6,000円、道路に係る社会資本整備総合交付金事業費3億1,800万円、狭あい道路整備等促進事業費6,800万円、橋梁等の長寿命化に係る道路更新防災等対策事業費1億7,100万円、都市再生整備事業費5億9,072万9,000円並びに繰出金として公共下水道事業及び農業集落排水事業への下水道事業会計繰出金3億2,490万9,000円を計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和8年度南国市企業団地造成事業特別会計予算につきましては、歳入歳

出それぞれ3億7,432万円であり、歳入では、県支出金114万4,000円及び南国日章産業団地の分譲に伴う財産収入3億7,317万6,000円を計上し、歳出では、工業団地造成事業費619万6,000円及び公債費3億6,812万4,000円を計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号令和8年度南国市水道事業会計予算につきまして、収益的収支では、収入8億4,098万3,000円、支出7億1,622万円を予定し、建設改良事業に伴う資本的収支では、収入3億4,915万6,000円、支出6億5,738万4,000円を予定しており、不足する額3億822万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金9,582万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億81万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,177万9,000円及び減債積立金7,980万9,000円で補填するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第14号令和8年度南国市下水道事業会計予算につきまして、収益的収支では、収入6億7,254万円、支出6億7,061万5,000円を予定し、建設改良事業に伴う資本的収支では、収入3億8,421万2,000円、支出5億1,998万8,000円を予定しており、不足する額1億3,577万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額580万円、減債積立金1,279万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億1,718万4,000円で補填するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（西本良平） 教育民生常任委員長溝淵正晃議員。

\*

令和8年3月12日

南国市議会議長 西本良平様

教育民生常任委員長  
溝淵正晃

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第

103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 1 号	令和 7 年度南国市一般会計補正予算 第 1 条歳入歳出予算の補正 歳出第 3 款民生費 第 4 款衛生費 第 10 款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 3 号	令和 7 年度南国市国民健康保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 4 号	令和 7 年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 5 号	令和 7 年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 7 号	令和 8 年度南国市一般会計予算 第 1 条歳入歳出予算 歳出第 3 款民生費 第 4 款衛生費 第 10 款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 9 号	令和 8 年度南国市国民健康保険特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 10 号	令和 8 年度南国市介護保険特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 12 号	令和 8 年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 16 号	南国市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 17 号	南国市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 18 号	南国市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 19 号	南国市介護保険条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める

＊

〔 5 番 溝淵正晃議員登壇 〕

5 番（溝淵正晃） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第 1 号、議案第 3 号から議案第 5 号まで、議案第 7 号、議案第 9 号、議案第 10 号、議案第 12 号、議案第 16 号から議案第 19 号までの以上 12 件であります。去る 3 月 12 日、関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第 1 号令和 7 年度南国市一般会計補正予算、第 1 条歳入歳出予算の補正、歳出第 3 款民生費、第 4 款衛生費、第 10 款教育費についてであります。

主な内容は、民生費関係では、定額減税補足給付金給付事業費 9,365 万 9,000 円及び老人福祉一般管理費（介護保険）5,110 万 1,000 円を減額計上し、教育費関係では、保健体育一般管理費 300 万円を増額計上し、ICT 環境整備事業費 1,100 万円を減額計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 3 号令和 7 年度南国市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、5,052 万 3,000 円を増額計上であります。主な内容は、歳入では、国民健康保険税 5,321 万 3,000 円、県支出金 1,850 万円等を増額計上し、一般会計繰入金 1,871 万円及び一般被保険者第三者納付金 300 万円等を減額計上するものであり、歳出では、国民健康保険職員人件費 14 万 6,000 円、財政調整基金積立金 5,710 万円等を増額計上し、国民健康保険一般管理費 241 万 8,000 円、出産育児一時金 450 万円等を減額計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 4 号令和 7 年度南国市介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、99 万 7,000 円の減額計上であります。歳入では、預金利子 57 万 3,000 円を増額計上し、一般会計繰入金 157 万円を減額計上するものであり、歳出では、介護給付費準備基金積立金 57 万 3,000 円を増額計上し、介護保険職員人件費 157 万円を減額計上するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 5 号令和 7 年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、13 万 4,000 円の減額計上であります。歳入では、後期高齢者医療保険料 1,038 万 7,000 円及び後期高齢者医療保険料延滞金 2 万円を増額計上し、一般会計繰入金

1,054万1,000円を減額計上するものです。歳出では、後期高齢者医療保険職員人件費7万7,000円を増額計上し、後期高齢者医療広域連合納付金21万1,000円を減額計上するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号令和8年度南国市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。

民生費関係で主なものは、障害者自立支援給付事業費16億7,085万8,000円、広域連合負担金を含む後期高齢者医療関連事業費8億2,796万8,000円、児童扶養手当費2億2,688万7,000円、児童手当費9億154万2,000円、民営保育所等費12億6,794万5,000円、認定こども園事業費6億2,320万9,000円、乳幼児等医療費助成事業費2億3,437万円、公立保育所費7億8,844万4,000円、放課後児童対策事業費2億8,499万円、生活保護扶助費16億4,700万円並びに繰出金として国民健康保険特別会計繰出金4億6,721万7,000円、介護保険特別会計繰出金7億2,684万3,000円及び後期高齢者医療保険特別会計繰出金2億3,491万5,000円を計上しております。

衛生費関係で主なものは、公的病院運営助成金6,754万5,000円、予防接種委託料を含む保健衛生予防費1億9,008万4,000円、妊婦・乳児等健康診査事業費4,479万円、香南斎場組合負担金4,095万7,000円、香南清掃組合負担金及びごみ収集等委託料を含む塵芥処理関係事業費6億2,899万8,000円、最終処分場関係一般管理費9,307万6,000円、し尿処理施設運営事業費2億6,194万円並びに繰出金として水道事業会計繰出金2,041万1,000円を計上しております。

教育費関係で主なものは、南国市アクションプラン事業費1,823万円、地域交流センター運営事業費4,586万2,000円、図書館費6,194万8,000円、体育施設管理運営費1億1,486万8,000円及び給食センター運営事業費9,472万円を計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号令和8年度南国市国民健康保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ55億321万円で、対前年度1,236万3,000円の減額予算となっております。

歳入では、国民健康保険税7億9,026万4,000円、県支出金42億3,347万2,000円、諸収入等1,225万7,000円及び一般会計からの繰入金4億6,721万7,000円を計上し、歳出では、職員の人件費を含む総務費9,161万8,000円、保険給付費41億3,077万円、国民健康保険事業費納付金12億826万1,000円、保健事業費5,036万2,000円、基金積立金1,785万円及び諸支出金等434万9,000円を計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号令和8年度南国市介護保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ46億4,597万4,000円で、対前年度4,055万2,000円の増額予算となっております。

歳入では、第1号被保険者の保険料8億6,137万5,000円、国庫支出金11億3,857万円、支払基金交付金12億1,307万7,000円、県支出金6億4,610万1,000円、諸収入等8,000円及び一般会計等からの繰入金7億8,684万3,000円を計上し、歳出では、職員の人件費を含む総務費1億1,698万6,000円、保険給付費43億7,645万円、地域支援事業費1億1,437万3,000円及び一般会計への繰出金を含む諸支出金等3,816万5,000円を計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号令和8年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ9億8,809万6,000円で、対前年度4,357万4,000円の増額予算となっており、歳入では、後期高齢者医療保険料7億5,206万6,000円、諸収入等111万5,000円及び一般会計繰入金2億3,491万5,000円を計上し、歳出では、職員の人件費を含む総務費2,829万6,000円、後期高齢者医療広域連合納付金9億5,865万円及び諸支出金等115万円を計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号南国市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例につきましては、令和12年度から高知県内全市町村の国保税の税率が統一される予定となっており、以後、南国市国民健康保険事業財政調整基金を保険税の増額抑制のために処分することができなくなることに伴い、基金の処分ができる場合を追加することから、本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号南国市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規程中の文言の見直しを行うことから、本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号南国市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律第18条の規定により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する支給審査委員会を設置することから、当該委員会に係る規定を追加するため、本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第19号南国市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年度税制改正により給与所得控除が見直されたことに伴い、介護保険の第1号保険料の標準段階を

判定する際に、給与所得控除の見直しの影響により標準段階が変わりうる第1号被保険者については、見直し前と同様の判定となるよう特例規定を設けることから、本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願います。

議長（西本良平） これにて委員長の報告は終わりました。

\*

議長（西本良平） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 委員長報告に対する質疑を終結いたします。

\*

議長（西本良平） これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。  
8番杉本理議員。

〔8番 杉本 理議員登壇〕

8番（杉本 理） 日本共産党の杉本理です。

まず、議案第7号令和8年度南国市一般会計予算の賛成討論を行います。

物価高騰に年金の引上げが追いつかず、実質賃金も十分に上がらない中、少しでも市民の負担を減らす行政の手助けが本来必要です。しかし、市税収入等が増える見込みの一方、公債費等が重くのしかかり、財政運営が厳しくなっているのも事実です。そのため、常任委員会での賛否と同様に、やむを得ず賛成するものです。今後、必要に応じて補正予算等において市民負担軽減策の充実を執行部に求めて、議案第7号の賛成討論といたします。

続きまして、常任委員会で修正されました議案第26号南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の修正案の賛成討論を行います。

執行部案として先に提出された当初の議案第26号は、子ども・子育て支援金を毎月の国保税に上乗せして調整するものです。先ほども申し上げましたとおり、物価高騰の折、これ以上の増税を市民の皆さんにお願いするのはいかなるものでしょうか。日本共産党は、国会審議において、子育て支援策そのものはいいが、そもそも医療保険に上乗せ調整するというやり方自体が禁じ手だ、また加入する保険の違いにより負担額のばらつきが出るのは、逆進性も生じ、格差を広げることになってしまうと批判をいたしました。子育て支援策の財源は大幅に増え続け

ている防衛費などに求めるべきだと思います。

常任委員長が報告された修正案は、一旦子育て支援金を条例に定めておいて、それをほぼ打ち消すような減税を行うものと理解をしております。本来なら国保基金が近年積み上がっていき中、国保税を減税すべきではありませんが、せめてこの修正案を実現させることにより増税をやめさせることが必要ではないでしょうか。令和12年度の国保県統一化に向けて、少しでも国保基金を減らしていく必要があるということにも鑑みて、この修正案に賛成することを述べまして討論といたします。同僚議員の御賛同、よろしくお願いいたします。

議長（西本良平） 10番西山明彦議員。

〔10番 西山明彦議員登壇〕

10番（西山明彦） 議席番号10番西山でございます。

議案第16号南国市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論を行わせていただきます。

本条例は、国民健康保険事業財政調整基金が条例第5条の規定により、国民健康保険事業に財源の不足が生じたとき、当該不足額を埋めるための財源に充てる場合に限り基金の全部または一部を処分することができるという、赤字になった場合に限り使えるものを、処分ができる場合を追加する、つまりそれ以外の使い方をつくるというものです。

その理由として、提案理由では、令和12年度から高知県内全市町村の国保税の税率が統一される予定となっていることから、令和12年度以降は基金を保険税の増額の抑制のために処分することができなくなるからだとしています。そして、その使い道として、第5条を3号に分けて、第1号に現行規定を置いて、第2号と第3号にそれぞれ被保険者の健康増進に係る施策の財源と、その他、国民健康保険事業特別会計の健全な運営に資する施策の財源を加えています。

国は、子ども・子育て支援金を新たに創設して、子供や子育て世帯を社会全体で支えるために、全ての医療保険から拠出するよう、国民健康保険法及び地方税法を改正して、令和8年度から子ども・子育て支援金を国保料に上乗せすることとしました。これに伴い、国保税条例の改正が必要となっています。一方、高知県においては、国保事業の安定的かつ公平的な財源、財政運営を目指して、県内のどの市町村に住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料という方針の下に、令和12年度から県内の保険料水準の完全統一を目指しています。

本市の国保税については、令和6年度決算では、1人当たりの国保税は12万4,127円ですが、国保料が保険料が統一される令和12年度には14万7,880円になると推計されています。大幅な国保税の引上げが想定されています。

ところで、本件基金は、国保事業の財政的な安定と国保税の抑制に活用されていますが、本市の国民健康保険特別会計はここ3年ほど黒字が続き、この国保財政調整基金の残額が令和4年度末には約2億1,400万円でしたが、令和7年度末には約2億5,500万円増えて約4億6,880万円となる見込みで、短期間で2倍を超える増加をしています。原案は、この国保基金が県内国保の保険料が統一される令和12年度以後は、国保税の抑制のために活用できなくなるため、活用できる場合を追加するとしています。けれども、原案にある被保険者の健康増進に係る施策の財源に充てるということについては、一般質問で市民課長が新たな保健事業の展開に使うと答弁されたように、実際には国保の保険者に限らず、全市民を対象とする施策になると思います。そのことは、つまり一般施策として行う施策にこの基金を充てる、施策の財源を一般財源からこの国保基金に変えるための改正であることを意味しています。けれども、本件の国保財政調整基金は、国民健康保険特別会計の財政調整基金であり、国保特会の財源不足に限って処分することがこの基金の設置目的、設置の本旨であり、決して一般財源の財政調整基金ではありません。さらに言うと、今回の改正案は、今年度末に約4億6,880万円ある基金残高を令和11年度末までに活用して減らすことを目的としていると思いますが、それは何も今ではなくても、11年度末時点で改正しても対応できます。現時点においては、急激な社会経済事情の変化などによる国保事業財政の不測の悪化に備えておくことが基金本旨に沿うものです。

現実として、今、アメリカとイスラエルによるイランへの軍事攻撃に端を発して、原油価格が急激かつ大幅な高騰により、日本のみならず全世界の経済情勢が緊張、不安定化しています。現時点で改正して処分方法を追加して他に活用することは、万一国保事業の財源が不足する状況に陥った場合に対応できなくなる可能性があります。したがって、国保料が県下統一される令和12年度までの間、すなわち11年度末までは現行規定を維持し、その時点で今回のような改正を検討することが最善であると考えます。よって、現時点での改正は時期尚早だと考えます。

以上の理由により原案に反対するものです。そのとおりだと思われる同僚議員の皆さん、またはなるほどと、改めて考え直された同僚議員の皆さん、ぜひ御賛同をくださいますようよろしく願いいたします。

以上です。

議長（西本良平） ほかに討論はありませんか。5番溝淵正晃議員。

〔5番 溝淵正晃議員登壇〕

5番（溝淵正晃） 議席番号5番、市政会の溝淵正晃です。よろしく願いします。

議案第26号についての修正案に反対の立場で討論を行います。

まず、申し上げたいのは、本議案につきましては、単に保険料の改定を議論するというものではなく、国民健康保険制度をどのように持続させていくのかという制度運営の基本姿勢が問われている議案であります。

まず、子ども・子育て支援金制度は、本市が独自に導入するものではありません。国の制度として全国の医療保険制度を通じて実施されるものであり、市としての制度の実施そのものを選択できるものではありません。したがって、医療保険者である以上、本市としても制度に基づく対応を行う責任があります。仮に、今回の制度負担について保険料を改定せずに国民健康保険の内部調整や基金の活用によって対応することも考えられるかもしれませんが、しかし、その場合、次に保険料の見直しが必要になったとき、市民の皆様にとどのような理由で説明するのでしょうか。今年であれば、全国の医療保険制度が同時に制度改正へ対応するため、その理由は明白であります。しかし、一度内部留保で調整し、対応してしまえば、次の見直しの際にその説明根拠を失うこととなります。結果として、市民の理解を得ることがより難しくなる可能性も考えられます。

また、国民健康保険制度は既に多くの税金によって支えられている制度であります。財源の約80%が公的資金で賄われており、低所得者への軽減制度なども含め、社会政策的に強く支えられている制度でもあります。言い換えれば、国民健康保険とは一定の保険料を負担していただきながら、それでも不足する分は税金で支えることで、誰もが医療を受けられるようにする制度であります。その意味において、基金があるからといって安易に取り崩して保険料を抑えるという判断は、制度の持続性という観点からも慎重であるべきです。

さらに、申し上げますと、国民健康保険料については、令和12年度に県内で保険料水準を統一する、いわゆる県内統一が予定されています。これは、同じ所得、同じ世帯構成であれば県内どこに住んでいても同じ保険料となる制度であり、制度の公平性を確保するための大きな制度の改革でもあります。しかし、現在は市町村ごとに保険料水準が大きく異なっており、この統一に向けては自治体によって影響が大きく異なることが想定されています。南国市においては、現状よりも保険料が約2万4,000円ほど上がることが指摘されています。もし、今必要な見直しを先送りにした場合、県内統一の時点で一度に大幅な値上げを行わなければならない可能性があります。だからこそ、制度改正のタイミングを踏まえながら、段階的に保険料水準を見直していくことが必要ではないかと考えます。

今回の改定は、子ども・子育て支援金制度という新たな制度への対応であります。まずは、その必要な部分を適切に反映させる、その上で令和8年度の県の試算、見直しを踏まえながら、

県内統一に向けた調整を段階的に行っていく、これは市民負担を急激に増やさないための現実的な対応でもあります。

国民健康保険制度は、市民生活に直結する大変重要な制度であります。だからこそ、私たち議会は、その時々状況だけを見るのではなく、制度の持続性や将来世代への責任も踏まえた判断を行う必要があると考えます。問題を先送りすることは、一見市民負担を抑えているように見えるかもしれませんが、しかし、その結果として将来の市民により大きな負担を残すことになるのであれば、それは本来あるべき判断とは言えないのではないのでしょうか。

以上の理由により、本議案の修正案に反対するものであります。同僚議員皆様の御賛同をお願い申し上げまして、反対討論といたします。

議長（西本良平） ほかに討論はありませんか。10番西山明彦議員。

〔10番 西山明彦議員登壇〕

10番（西山明彦） 先ほどの議案第26号の修正案に対する反対討論がございましたけれども、修正案を提出させていただいた立場から発言させていただきます。

まず、この修正案ですけれども、子ども・子育て支援金についてはあくまでも賦課する、原案をそのまま残すと。全体として国保税の額を上げないようにするという一方で、基礎分の所得割の率、それから均等割の額を下げるというものです。将来的に12年度に大幅な引上げになるということですが、それは選択であると思います。段階的に引き上げていくということとは、すなわちトータルとして負担が増えるという理屈です。それから、基金を充てるべきではないと先ほど溝淵議員が言われましたけれども、この改正案、将来的に毎年引き上がっていく子ども・子育て支援金に、毎年上がる分については基金を充てるというようなことが説明されておりました。どちらを選択するかというようなことになってきます。それから、全ての医療保険に適用されているということですが、国保税も、先ほども申し上げましたように、課税はすると。トータルの国保税をどうするかと、現実には基金が4億6,880万円ほどあると、これを引き下げるために、先ほど私基金条例改正の反対討論しましたけれども、これがあまり残ってもいけないということですが、そしたらやはり国保の納付税で増えた分をその方々に返すということでも上げるべきではないというふうに考えております。

全て税金で賄われる部分があるということですが、やはり医療保険は保険者にも責任があると、それから今現在一般会計から繰り出されてるとは説明会でもありましたけれども、法定の部分でされております。そういったことから、トータル的に考えて、やはり基金を今たまっている中で市民の負担を減らすという意味で、修正案でいきたいと私は考えております。

何も国保に限らず、全市民対象にしてもいろんな施策は結局対象者は限られてくるというようなこともございますし、あとは判断はどちらを選択するかというようなことですが、ぜひ修正案に御賛同をいただきますようによろしくお願いします。

以上です。

議長（西本良平） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 討論を終結いたします。

＊

議長（西本良平） これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第15号まで、以上15件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第15号まで、以上15件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西本良平） 起立多数であります。よって、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号から議案第25号まで、以上9件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号から議案第25号まで、以上9件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号を採決いたします。委員長の報告は修正でありますので、まず委員会の修正案を起立により採決いたします。委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西本良平） 起立多数であります。よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立により採決いたします。修正部分を除く部分を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西本良平） 起立多数であります。よって、修正部分を除く原案は可決されました。

\*

#### 承認要求書

議長（西本良平） 日程第27、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

\*

#### 承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

#### 記

1. 事 項 本委員会の所管に属する事項
1. 目 的 所管事項の把握
1. 方 法 委員会開催・調査のための視察等
1. 期 間 調査終了まで

令和8年3月16日

南国市議会議長 西本良平様

総務常任委員長 松下直樹

産業建設常任委員長 山本康博

教育民生常任委員長 溝淵正晃

議会運営委員長 神崎隆代

\*

議長（西本良平） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました

承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

\*

#### 議員派遣の件

議長（西本良平） 日程第28、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきましては、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りいたしましたとおり派遣することに決しました。

\*

議長（西本良平） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

\*

#### 議発第1号

議長（西本良平） ただいま議発第1号の意見書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

\*

#### 議発第1号

弁護人等と被疑者等とのオンラインによる外部交通の拡充とオンライン接見の早期の法制化を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和8年3月16日提出

提出者 南国市議会議員 西山明彦

賛成者	南国市議会議員	岩松永治
"	"	前田学浩
"	"	岡崎純男
"	"	有沢芳郎
"	"	斉藤喜美子
"	"	丁野美香
"	"	溝渕正晃
"	"	浜田雅士
"	"	植田豊
"	"	斉藤正和
"	"	西内俊二
"	"	土居恒夫
"	"	山本康博
"	"	山中良成
"	"	神崎隆代
"	"	松下直樹
"	"	松本信之助
"	"	今西忠良
"	"	杉本理

南国市議会議長 西本良平様

.....

議発第1号

弁護人等と被疑者等とのオンラインによる外部交通の拡充とオンライン接見の早期の法制化を求める意見書

身体拘束を受けている被疑者及び被告人（以下「被疑者等」という。）が、捜査官らの立会いなく弁護人と接見し、その助言を受けることは、被疑者等に対して適正な手続を保障し、ひいては、冤罪を防止するためにも重要な権利である。現行制度の下では、弁護人または弁護人になろうとする者（以下「弁護人等」という。）が被疑者等と捜査官らの立会いなく接見するためには、弁護人等は、

被疑者等が勾留されている警察署や拘置支所等に直接赴かなければならない。

高知県は、東西に広く、移動に時間がかかるため、弁護士等と被疑者等との接見に困難が生じやすい。弁護士等が被疑者等と接見する機会が都市部と異なることはあってはならない。しかも、一定の重大事件については、郡部で発生した事件であっても、起訴後は高知市内の拘置所に移管されるため、弁護士等が被疑者等と接見を行う困難は一層顕著なものとなっている。

2025年5月に成立した「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の附則第41条では、身体の拘束を受けている被告人と弁護士との間における映像と音声の送受信による通話を可能とする運用上の措置について、秘密性の確保等に配慮しつつ必要な取組を推進することが明記され、さらに、衆議院・参議院両法務委員会では、オンライン接見の実現に向けた環境整備を進めることが附帯決議に盛り込まれ、参議院法務委員会の附帯決議では、3年をめどとしたオンライン接見法制化の検討が明記された。

しかし、附則に記載された「運用上の措置」では権利としての位置づけが不明確なままである。また、被疑者の多くが留置される警察署との接続を推進するとともに、秘密性が確保され、面会時間についても十分に配慮される必要がある。そのためには、地方自治体による予算措置のほか、国からの補助も検討されなければならない。

よって、国においては、弁護士等と被疑者等との接見において現に地域間格差が生じていることに鑑み、次の措置を取ることを強く求めるものである。

#### 記

- 1．刑事訴訟法第39条第1項へのオンライン接見の明記による早期の法制化
- 2．全国の地方検察庁・刑事施設、警察本部・警察署への非対面型外部交通の迅速な拡大
- 3．オンラインによる外部交通における完全な秘密性保障と時間制限の撤廃を含む運用改善
- 4．オンライン接見またはオンラインによる外部交通のシステム構築・運営のための十分な予算措置

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月16日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	森 英 介 様
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 様
内 閣 総 理 大 臣	高 市 早 苗 様
法 務 大 臣	平 口 洋 様

\*

議長（西本良平） お諮りいたします。この際、議発第1号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

\*

議長（西本良平） この際、議発第1号を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議発第1号は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

\*

議長（西本良平） これより採決に入ります。

議発第1号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号は原案のとおり可決されました。

\*

議長（西本良平） この際、この3月末をもって役職定年される課長に御挨拶をいただきたく、許可をいたしますので、御挨拶をお願いいたします。山田市民課長。

〔山田恭輔市民課長登壇〕

市民課長（山田恭輔） この3月をもって役職定年を迎え、課長職を退くに当たり、西本議長をはじめ、議員の皆様には御挨拶の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、平成28年、課長に任命されて初めての議会で御挨拶を申し上げたとき、先輩課長から所信表明は自分の思いを伝えることだから原稿を読んだらいかんと諭され、原稿なしで登壇したものの、緊張のあまり丸暗記していた原稿を見事に忘れ、数分間立ち尽くす失態をさらしております。今では、こうして流暢な御挨拶ができるようになりました。感謝申し上げます。そのようなよきアドバイスに素直に耳を傾けることで昭和時代のよしあしを学んだわけですが、諸先輩方の豪快でありながらも情に厚かったその様は、私自身知らず知らず目指してきた姿だ

ったのかもしれませんが。

業務に関しましては、課長に初めて任命されたのが税務課長でありましたので、税務行政に一番長く携わるのではないかと考えておりましたが、最終的には危機管理課に11年在籍することになりました。配属後、すぐに公表されました南海トラフ地震の新想定があまりに衝撃的であったため、避難タワーの建設をはじめとする津波対策を中心とした業務が多かったわけですが、ほかにも不発弾処理から始まり、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ対策、脅迫メール対応、豪雨や河川氾濫対策、新型コロナ対策など、本市においてあまり前例のない様々な危機事象に取り組むことになりました。特に、東日本大震災の発災後には、高知高専の先生方の現地調査に参加させていただき、岩手県から宮城県にわたる東北沿岸部の被災地の現状を自身の目で見ることは、災害対応を行う上で大変貴重な経験となったことは言うまでもありません。私は、このように防災や人権など、命を尊ぶ業務に長く携われたことを大変光栄に感じております。基礎自治体である市の業務は、業務内容は違えど、全て住民の命を守ることにつながることではありますが、とりわけ命を意識する業務に長く従事できたことは、私にとって大きな礎となっております。ただ単に生き死にの捉えだけではなく、人が人として心豊かに暮らしていけることの大切さ、これが最も考えさせられたことであります。「仏を作って魂を入れず」にならぬよう、さらなる活発な議論をお願いいたします。

最後になりましたが、今後ますますの南国市の発展と皆様の御活躍を祈念いたしましてお礼の御挨拶とさせていただきます。長い間お世話になりました、本当にありがとうございました。  
(拍手)

議長(西本良平) 中村長寿支援課長。

〔中村俊一長寿支援課長登壇〕

長寿支援課長(中村俊一) 長寿支援課長の中村です。役職定年に際しまして、お礼の言葉を述べさせていただく機会を賜り、深く感謝申し上げます。

私は、平成元年4月に入庁し、福祉事務所社会係に配属をされました。当時は社会係で民生児童委員協議会の事務局をしておりましたので、多くの民生委員さんにお世話になったものでございます。2つ目の職場は社会教育課市民体育館で、ここでは体育指導員、現在のスポーツ推進委員さんや各競技連盟の方と様々な行事を御一緒させていただきました。3つ目の職場は保健福祉センターで、こちらでは食生活改善推進員や健康文化都市づくり推進委員の方に大変お世話になったものでございます。この頃は宴席も多く、これらの委員さんと本音で親しく語り合う機会をいただいたことがその後の職員生活において大きな助けとなったものでございま

す。管理職としましては、採用時のルートをたどるかのように、福祉事務所長、生涯学習課長、長寿支援課長を務めさせていただきました。その時々、教育民生常任委員会に所属されておりました議員の皆様には大変お世話になりました。福祉事務所は6係当時ございましたし、生涯学習課は5つも係がございまして、なかなか自分の知識が全係員に及ばず歯がゆい思いをしたこともございましたが、同僚、先輩、そして部下に恵まれましたおかげで、何とか務めることができました。

これまでの職員生活につきまして、自分で自身の採点をするわけにはまいりませんが、満点でないことは自覚をしております。4月以降も職員として勤務をいたします。また、市内に居住しておりますので、地元の西山部落町内会や南国市陸上競技協会など、少しでも地元に貢献したいと思っております。これからもどうかよろしく願いいたします。

最後に、南国市政と南国市議会の今後ますますの御発展を祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

議長（西本良平） 高橋農地整備課長。

〔高橋元和農地整備課長登壇〕

農地整備課長（高橋元和） 農地整備課長の高橋でございます。

この3月末をもちまして役職定年を迎えることになりました。本日、このような貴重な御挨拶の機会をいただきました議会の皆様にご心より厚く感謝申し上げます。

私は、平成元年に入庁以来、福祉事務所を皮切りに、保健福祉センター、議会事務局など、多岐にわたる職場で経験を積ませていただきました。特に、連続8年勤務した議会事務局時代のことは、今も鮮明に記憶に残っております。1998年の'98豪雨においては、この市役所も浸水被害を受けまして、この議場も水浸しとなりました。当時、議場の様子を見に来ておられました吉村雅男議員とともにこの議場のじゅうたんを剥がしまして、水切りを行いました。そして、災害復旧作業の合間に、翌週の臨時議会に向けて必死に準備を進めたことを覚えております。それゆえに、この新しく張り替えたじゅうたんの部分と年月のたちました上段部分でじゅうたんの色が違っております。管理職になりまして、この議場に入るたびにそのときのことが思い出されます。

また、2002年のよさこい高知国体では、地元片山地区で東京都チームの受入れを地元組織と共にいまして、チーム担当をしておりました。そのとき、応援に熱が入り過ぎまして、その後1週間ほど声が出なくなったことも今となってはほほ笑ましい記憶です。当時、国体推進室におられました平山市長をはじめ、職員と地域住民が一丸となって民泊や運営に協力し、国体

を成功に導いたあの一体感は、何物にも代え難い経験でございます。

さらに、現在の農地整備課におきましては、県内初となる国営の圃場整備事業という市にとっても大変大きなプロジェクトに携わることができました。37年間の中で、それぞれの職場で多くの職員の皆さんや、また関係機関の方々と出会うことができました、一緒に仕事できたことは大変貴重な経験、財産となりました。

4月からは一職員として、新たな職場で南国市の発展に寄与していく所存です。今後とも変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、南国市のさらなる発展と、本日御列席の皆様のみすますの御健勝、御多幸をお祈りいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（西本良平） 橋詰上下水道局長。

〔橋詰徳幸上下水道局長登壇〕

上下水道局長（橋詰徳幸） 挨拶に当たり、貴重なお時間をいただき誠にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

私は、土木技師として採用となり、あるべき姿とは何かを考え、土木部門で今まで務めてまいりました。また、管理職として9年間務め、定例議会におきましては、議場までの一步一步の足取りが大変重く感じる御質問をいただいたこともございましたが、数多くの御質問をいただき、管理職として学び、成長したと思っております。このたびこのように役職定年を迎えることができますことは、ひとえに西本議長をはじめ、議員皆様の御指導、お力添えのおかげであると痛感しております。ありがとうございました。

また、平山市長をはじめ、渡部副市長、岡崎副市長、同僚課長の皆様、そして上下水道局の職員及び数多くの職員の方々に支えられ、ここまでこられたと思っております。心より感謝申し上げます。誠にありがとうございました。南国市の発展と皆様方のみすますの御活躍と御健勝を祈念いたしまして、役職定年の挨拶といたします。本当にありがとうございました。（拍手）

議長（西本良平） 中村監査委員事務局長。

〔中村比早子監査委員事務局長登壇〕

監査委員事務局長（中村比早子） この3月で役職定年を迎えるに当たりまして、議員の皆様へ御挨拶の機会をいただき、誠にありがとうございます。

私は、平成4年に採用されて今年で33年目になりますが、議員の皆様には、選挙管理委員会所属のときに大変お世話になりました。選挙の立会人を探す中で、何人もの方から紹介いただ

いても断られることが続き、選挙が目前に迫る中、どうしても見つからず困っていたときに議員の方に相談したところ、御紹介いただき何とか乗り切ったことができました。本当に助かりました。

4年前に監査委員事務局長を拝命してからは、土居議員、神崎議員、岡崎議員と御一緒させていただき、常に市民目線に立ち、丁寧に取り組む姿勢に勉強させていただくことも多かったように思います。また、初めての議会以来、ずっと皆様の熱い思いをお聞きするだけでしたが、今議会におきまして、西山議員より答弁の機会をいただきありがとうございました。今まで何とか務めることができましたのも、議員の皆様、職員の皆様の御指導、御協力と多くの方々の支えのおかげだと感謝を申し上げます。至らないこともあったかと思いますが、お許しください。3月末で課長職は退きますが、もう少し市役所でお世話になろうと思っておりますので、市民目線を忘れず、努めてまいりたいと思っております。

最後になりますが、今後の南国市のさらなる発展と皆様方のますますの御活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが私の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

\*

議長（西本良平） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第446回南国市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時19分 閉会